

経済産業省

令和4年5月25日

関係設置者各位

経済産業省那覇産業保安監督事務所保安監督課長

三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器における 不適切検査について

令和4年4月21日付「三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器における不適切検査について」により、三菱電機株式会社系統変電システム製作所（兵庫県赤穂市）が製造する特別高圧以上の変圧器において、不適切な検査が行われていた旨を通知したところであるが、同社によるさらなる調査の結果、対象となる設備数が上方修正された旨の連絡があった。

については、三菱電機株式会社に対象設備に関する情報を確認し、平時の保安管理において同社製の変圧器の状態を特に重点的に確認するとともに、三菱電機株式会社と協力し変圧器の健全性に係る点検を実施し、その結果を各事業場を管轄する産業保安監督部に報告いただきたい。報告の方法については、別途指示する。

なお、今後の調査等により新たな事実が判明した場合には、改めて情報提供や追加の指示を行う。